死因究明等推進基本法の理念と薬学教育に対する期待

沼澤　聡
Satoshi NUMAZAWA
昭和大学大学院薬学研究科教授

死因究明等推進基本法の運用を示した死因究明等推進計画は、 薬学教育に死因究明の観点を導入することを求めている。その背景には、我が国の死因究明体制の中での薬剤師への期待がある。今般改訂されたコアカリには死因究明に関する学修目標が加えられたが、 必ずしも死因究明に必要な最先端の分析技術の修得まで求めているわけではない。中毒症例・事例に基づく臨床中毒学と法中毒学の一体的学修により、学修目標への到達が可能となると考えられる。

我が国が超高齢・多死社会に突入して在宅医療での患者の死は日常となりつつあり、頻発する大規模災害や新興感染症に伴う異常死が特別な死の形態ではなくなってきた。しかし、我が国の死因究明体制は他の先進国に比べて脆弱で、かつ地域格差が大きい。犯罪死の見逃し事案や東日本大震災が契機となり、死因究明・身元確認体制の整備を目指し、「死因究明等の推進に関する法律（推進法）」および「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」が 2012 年に施行された。時限立法である推進法失効後は法の裏付けがない状態が続いていたが、2020 年に恒久法である「死因究明等推進基本法（基本法）」が施行され、基本法運用の細部を定めた「死因究明等推進計画（計画）」が翌年閣議決定された。基本法には、①医師・歯科医師等の人材育成、資質向上および適切な処遇、②教育研究拠点整備、③専門機関整備など９つの基本的施策が、計画には、①人材育成として「医歯薬モデル・コア・カリキュラムを通じた教育内容充実」「医歯薬学部の死因究明に係るカリキュラム・教育事例の積極的な紹介」「死因究明の重要性の医歯薬教育責任者への周知」、②拠点整備として「法医学・歯科法医学・法中毒学等の死因究明に係る人材養成・研究拠点整備」などが示された。計画の内容から、基本法における①医師・歯科医師等の「等」は薬剤師を含むと解釈するのが自然であり、死因究明体制確立に向けた薬剤師への期待は極めて大きい。この背景には、元々薬学部は裁判化学の講義を開講し卒業生を鑑定機関に輩出してきた実績に加え、昨今の薬剤師の在宅医療参画の流れから、在宅死に直面する薬剤師の増加があると考えられる。

計画策定に連動する形で改訂コアカリ E 衛生薬学の学修目標に「死因究明に関する社会的な影響（中略）の理解のもとに、実効性ある薬学的アプローチの立案」、および「死因究明における毒性学・法中毒学的アプローチ」が追加された。多くの薬学部における６年制教育では死因究明に関する教育はほとんど実施されていなかったことから、新たな学修目標が衛生系教員に与えた衝撃は大きい。計画が求める教育内容の骨子は、かつて裁判化学で扱ってきた内容ではあるが、現下の死因究明に必須な薬物・毒物分析技術は以前より各段に進歩しており、衛生薬学科目に落とし込むことの困難さを多くの教員が感じているだろう。ただし、計画は死因究明に必要な最先端の分析技術の修得まで求めているわけではなく、中毒症例・事例に基づく臨床中毒学と法中毒学の一体的学修により、学修目標到達は可能と考えられる。しかし、計画が求める死因究明に関する教育は今回の改訂コアカリの学修目標だけでは不十分であり、在宅医療での死因究明に対する薬剤師の参画のあり方を含めた議論を深め、教育に反映させることが求められる。

キーワード
死因究明等推進基本法、死因究明等推進計画、モデル・コア・カリキュラム、衛生薬学

Copyright © 2024 The Pharmaceutical Society of Japan